

健康保険扶養認定必要書類

次ページ以降の必要書類も合わせて用意してください。

1. 扶養申請が被保険者の資格取得と同時の場合は、下表のうち、健康保険資格喪失証明書・加入している保険証のコピーは、不要です。
2. 扶養申請前に健康保険に加入していない場合は、下表のうち、健康保険資格喪失証明書・加入している保険証のコピーは、不要です。
3. 必要書類の内、重複するものについては、1部でかまいません。

※下表に該当しない理由についての必要書類は、その都度決定します。

【A】必ず必要な書類

		必要書類	発行(入手)場所
【A】必ず必要	理由にかかわらず必要な書類 (1)～(3)全て	(1) 健康保険被扶養者(異動)届 ※認定対象者のマイナンバーの記入が必要	会社の扶養申請手続き窓口
		(2) 被扶養者調書(16歳以上もしくは高校生以上の場合) 但し、下記①②に該当する場合は、15才以下でも必要です。 ①申請者本人(社員)が女性の場合 ②認定対象者が配偶者の連れ子・兄弟姉妹・孫・甥・姪の場合	会社の扶養申請手続き窓口
		(3) 世帯全員の住民票のコピー(世帯主名・続柄の記載が必要) ※住民票を別世帯で登録している場合 ・対象者世帯と申請者世帯それぞれの世帯全員の住民票のコピーが必要 ・申請者との続柄確認のため戸籍謄本のコピーも必要 ※外国籍の場合 世帯主名・続柄・在留資格・在留期間の記載が必要。在留カードは不可 ※対象者名が記載されていること ※申請時点のもの	役所

【B】～【E】状況や対象者により必要な書類

【B】別居の場合	申請者と対象者が別居している場合 (但し、社命による単身赴任や出産などによる別居の場合は不要)	①～③の内、該当するもの	① 学校への進学のため別居している	別居世帯の住民票のコピー 但し、住民票を異動していない場合は、学生証のコピーもしくは、在学証明書のコピーでも可	役所・本人
			② 親・子などの介護で別居している	別居世帯の住民票のコピー 但し、住民票を異動していない場合は、不要 介護を受ける人の病院の診断書などのコピー	役所・本人 医療機関
			③ 施設に入所している(入福祉施設・介護保険施設等) ※入所以前に被保険者と同居を共にしていた者に限ります。	入所に関する契約書など ※被保険者が費用負担しているかどうかを確認させていただきます。	ご本人
			④ ①②③に該当しない場合	別居世帯全員の住民票のコピー 毎月の送金を証明できる書類(銀行振込みや現金書留などの控えなど直近3ヶ月分) ※手渡しや被保険者名義カード利用は、不可	役所 ご本人
【C】配偶者の場合	対象者が配偶者の場合	婚姻と同時の申請の場合のみ必要	「婚姻届受理証明書の写し」もしくは、「戸籍謄本の写し」 ※婚姻日を確認します。 ※婚姻と同時の申請ではない場合は、提出不要です。	役所	
			健康への提出は不要 ①または②	① 年金手帳が交付されている 配偶者の年金手帳のコピー(基礎年金番号が記載されているページ) 健康保険の扶養申請に直接必要ありませんが、年金の手続きに必要です...事業所ご担当者殿 健康への提出は不要です	ご本人
【D】	対象者が高校卒業(18歳)以上60歳未満の場合	①～⑥の内、該当するもの	① 学生である	学生証のコピーもしくは、在学証明書のコピー ※昼間働くことができない状況での学生であること ※収入がある場合は、理由6『働いているが収入が少ない』の書類も合わせて必要	ご本人
			② 求職活動をしているが仕事が見つからない(ハローワークに登録している) ※失業給付手続き中などによる申請の場合は不要	ハローワーク受付票(または、ハローワークカード)のコピー	ご本人 (ハローワークへの登録が必要)
			③ 求職活動をしているが仕事が見つからない(ハローワークに登録しないで自分で仕事を探している)	《EXDケンポ扶養申請様式④》 求職活動記録申告書	会社の扶養申請手続き窓口で入手後、自分で直近2ヶ月分の求職活動記録を記入する
			④ 病気により働くことができない	医師の証明	医療機関
			⑤ 障害認定を受けていて働くことができない	障害者手帳・療育手帳などのコピー	ご本人
			⑥ (①～⑤)に該当しない場合 扶養の範囲内でしか働けない	扶養の範囲内でしか働けない理由が確認できる証明書	ご本人
【E】	対象者が公的年金(遺族・障害年金含む)企業年金などを受けている。もしくは、これから受給の手続きを行う。または、年金を受けられる年齢であるが権利がない。	①～③のうち該当するもの	① 年金を受けているもしくは、決定している	年金(改定・振込)通知書(最新のものの)のコピー もしくは、その他の年金の場合は、金額がわかるもの 所得証明書(最新のものの)	年金事務所など 役所
			② これから年金の手続きを行うもしくは、手続き中	年金額見込額照会回答票 もしくは、その他の年金の場合は、金額がわかるもの 所得証明書(最新のものの)	年金事務所など 役所
			③ 年金を受けていないもしくは受けられない	所得証明書(最新のものの)	役所

1～9 理由別に必要な書類

理由	理由(内訳)・詳細	必要書類	発行(入手)場所		
1 子供が生まれたため		1 世帯全員の住民票のコピー(世帯主名・続柄の記載が必要) ※外国籍の場合 世帯主名・続柄・在留資格・在留期間の記載が必要。在留カードは不可。 ※対象者名が記載されていること	役所		
		その他 【A】理由にかかわらず必要な書類 と 【B】～【E】で該当するもの			
2 子供を扶養したい (子供は乳児から学生の場合) ※離婚の場合は、生計維持関係がなく民法によりその子が他の者と養子縁組をしている場合は、認定不可	配偶者の扶養から異動する場合	1 ①または② ① 学生証のコピー(高校生以上のみ必要) ※収入がある場合は、理由6の『働いているが収入が少ない』の書類も必要 ② 在学証明書のコピー(高校生以上のみ必要) ※収入がある場合は、理由6の『働いているが収入が少ない』の書類も必要	ご本人 ご本人もしくは、学校		
		2 ①または② ① すでに配偶者の扶養から削除している場合は、こちらを提出してください 健康保険資格喪失証明書、もしくは被扶養者削除証明書 ※健康保険資格喪失証明書の場合は、対象者情報の記載が必須 ② 加入している保険証のコピー	加入している健康保険組合など 加入している健康保険組合など		
		3 ①または② または③ ① 配偶者が産休を開始する場合 ② 配偶者が育休を開始する場合 ③ 産休・育休以外の場合	① 配偶者の産前後休業期間が確認できる書類 ② 出産手当金の金額(日額)がわかる書類	配偶者の勤務先もしくは加入している健康保険組合 配偶者の勤務先もしくは加入している健康保険組合	
			① 配偶者の育児休業期間が確認できる書類 ② 配偶者が子供を扶養できない理由が証明できる書類(例えば配偶者の退職証明書など)	配偶者の勤務先もしくは加入している健康保険組合 配偶者の勤務先	
			その他 【A】理由にかかわらず必要な書類 と 【B】～【E】で該当するもの		
		上記の理由以外の場合	1 ①または② ① 学生証のコピー(高校生以上のみ必要) ※収入がある場合は、理由6の『働いているが収入が少ない』の書類も必要 ② 在学証明書のコピー(高校生以上のみ必要) ※収入がある場合は、理由6の『働いているが収入が少ない』の書類も必要	ご本人 ご本人もしくは、学校	
	2 ①または② ① 健康保険資格喪失証明書、もしくは被扶養者削除証明書 ② 加入している保険証のコピー		加入している健康保険組合など 加入している健康保険組合など		
	その他 【A】理由にかかわらず必要な書類 と 【B】～【E】で該当するもの				
	3 働いたことがない または、 2年以上働いていない ※パート・アルバイト・内職も働いていたことになります。		最新の所得証明書に給与収入の記載がある場合は、現在も働いていると判断しますので、この項目に該当しません。 他で該当する理由を参照してください。	1 1 高校卒業(18歳)以上のみ必要 所得証明書(最新のもの) ※収入金額が0円であること ※対象者が外国籍で入国まもないため日本での所得証明書がとれない場合は、出入国確認のため、パスポートのコピーで代用	役所もしくは、ご本人
				2 ①または② ① 健康保険資格喪失証明書 ② 加入している保険証のコピー	加入している健康保険組合など ご本人
				その他 【A】理由にかかわらず必要な書類 と 【B】～【E】で該当するもの	

理由	理由(内訳)・詳細	必要書類	発行(入手)場所	
4 退職した (結婚による退職も含む)	失業保険の受給資格があるのに放棄した	① 離職票1・2のコピー <ハローワークで受給放棄を申し出て確認の押印を受けてください>	退職した会社・ハローワーク	
		② 後日、離職票1・2の交付を受ける場合	ご本人・ハローワーク	
		③ 離職票1・2の交付を受けていないが、右の書類が手元にある場合	退職した会社	
		④ 離職票1・2の交付を受けない場合	退職した会社	
		① 健康保険資格喪失証明書	加入している健康保険組合など	
		② 加入している保険証のコピー	ご本人	
	その他	【A】理由にかかわらず必要な書類 と 【B】～【E】で該当するもの		
	失業保険受給中 ※日額3,612円(60歳以上または障害者は5,000円)未満であること	1	雇用保険受給資格者証のコピー(両面)	ご本人
		① 健康保険資格喪失証明書	加入している健康保険組合など	
		② 加入している保険証のコピー	ご本人	
	その他	【A】理由にかかわらず必要な書類 と 【B】～【E】で必要なもの		
	失業保険の受給が終了した	1	雇用保険受給資格者証のコピー(両面) (支給終了が印字または押印されたもの)	ご本人
		① 健康保険資格喪失証明書	加入している健康保険組合など	
		② 加入している保険証のコピー	ご本人	
	その他	【A】理由にかかわらず必要な書類 と 【B】～【E】で必要なもの		
	雇用保険に加入していなかったため、失業保険の受給資格がない	① 源泉徴収票(退職年月日記載要)のコピー <社会保険料等の金額が0円であること>	退職した会社	
		② 給与明細(直近3ヶ月分)のコピー <雇用保険料控除が0円であること>	ご本人	
		① 健康保険資格喪失証明書	加入している健康保険組合など	
		② 加入している保険証のコピー	ご本人	
	その他	【A】理由にかかわらず必要な書類 と 【B】～【E】で必要なもの		
雇用保険に加入していたが、受給資格条件に満たなかったため、失業保険の受給資格がない	① 離職票1・2の交付を受けている場合	退職した会社		
	② 後日、離職票1・2の交付を受ける場合	ご本人・ハローワーク		
	③ 離職票1・2の交付を受けていないが、右の書類が手元にある場合	退職した会社		
	④ 離職票1・2の交付を受けない場合	ご本人・退職した会社		
	① 健康保険資格喪失証明書	加入している健康保険組合など		
	② 加入している保険証のコピー	ご本人		
その他	【A】理由にかかわらず必要な書類 と 【B】～【E】で必要なもの			
失業保険の給付制限中(待期間含む) 扶養認定してほしい (まだハローワークで手続きをしていないもしくは雇用保険受給資格者証をまだ受け取っていない)	1	退職証明書など(離職票のコピーでも可)	退職した会社	
	2	《EXDケンボ扶養申請様式⑤》 失業給付についての確認書(1にチェック)	エクセディ	
	① 健康保険資格喪失証明書	加入している健康保険組合など		
	② 加入している保険証のコピー	ご本人		
	4 給付が始まったら必ず提出して下さい ※基本手当日額確認後に扶養継続可否を判断します。	雇用保険受給資格者証のコピー(両面)	ハローワーク手続き後、ご本人	
その他	【A】理由にかかわらず必要な書類 と 【B】～【E】で必要なもの			
失業保険の給付制限中(待期間含む) 扶養認定してほしい (ハローワークで手続き済み)	1	雇用保険受給資格者証のコピー(両面)	ご本人	
	① 健康保険資格喪失証明書	加入している健康保険組合など		
	② 加入している保険証のコピー	ご本人		
	3 《EXDケンボ扶養申請様式⑤》 失業給付についての確認書(1にチェック)	ご本人		
	4 給付が始まったら必ず提出して下さい ※基本手当日額確認後に扶養継続可否を判断します。	雇用保険受給資格者証のコピー(両面)	ハローワーク手続き後、ご本人	
その他	【A】理由にかかわらず必要な書類 と 【B】～【E】で必要なもの			
受給資格の延長申請前に扶養認定してほしい	1	退職証明書など(離職票のコピーでも可)	退職した会社	
	2	《EXDケンボ扶養申請様式⑤》 失業給付についての確認書(2にチェック)	エクセディ	
	① 健康保険資格喪失証明書	加入している健康保険組合など		
	② 加入している保険証のコピー	ご本人		
	4 延長申請後に必ず提出して下さい	受給期間延長通知書のコピー	ハローワーク手続き後、ご本人	
その他	【A】理由にかかわらず必要な書類 と 【B】～【E】で必要なもの			
失業保険の受給資格を延長した (ハローワークで手続き済み)	1	受給期間延長通知書のコピー	ハローワーク	
	① 健康保険資格喪失証明書	加入している健康保険組合など		
	② 加入している保険証のコピー	ご本人		
その他	【A】理由にかかわらず必要な書類 と 【B】～【E】で必要なもの			
進学するため収入がない	① 源泉徴収票(退職年月日記載要)のコピー	退職した会社		
	② 退職証明書	退職した会社		
	① 在学証明書のコピー ※昼間働くことができない状況での学生であること ※収入がある場合は、理由6「働いているが収入が少ない」の書類も合わせて必要	学校		
	② 学生証のコピー ※昼間働くことができない状況での学生であること ※収入がある場合は、理由6「働いているが収入が少ない」の書類も合わせて必要	学校		
	③ 合格通知書のコピー ※昼間働くことができない状況での学生であること ※収入がある場合は、理由6「働いているが収入が少ない」の書類も合わせて必要	学校		
	① 健康保険資格喪失証明書	加入している健康保険組合など		
② 加入している保険証のコピー	ご本人			
その他	【A】理由にかかわらず必要な書類 と 【B】～【E】で必要なもの			
公務員を退職した (雇用保険未加入の場合) <small>但し、非常勤(期間雇用)の公務員の場合は、雇用保険に加入しているため、失業給付の受給の項目による必要書類を揃えてください</small>	① 源泉徴収票(退職年月日記載要)のコピー	退職した勤務先		
	② 退職証明書	退職した勤務先		
	① 健康保険資格喪失証明書	加入している健康保険組合など		
② 加入している保険証のコピー	ご本人			
その他	【A】理由にかかわらず必要な書類 と 【B】～【E】で必要なもの			

理由	理由(内訳)・詳細	必要書類			発行(入手)場所	
5	働いているが収入が減った	同じ会社で働いている	1 ①~③の内 いずれか1つ	①	収入減前の給与明細(3ヶ月分)のコピーと収入減となつてからの給与明細(3ヶ月分)のコピー	現在の勤務先
				②	収入減であること会社の証明(収入減前と収入減後の給与額記載のこと)	現在の勤務先
				③	収入減前の給与明細(3ヶ月分)のコピーと収入減後の労働契約書のコピーなど(給与・勤務時間・勤務日数の記載が必要)	現在の勤務先
			2	健康保険資格喪失証明書	加入している健康保険組合など	
	その他	【A】理由にかかわらず必要な書類 と 【B】~【E】で必要なもの				
	別の会社で働き始めた	1 ①または②	①	源泉徴収票(退職年月日記載要)のコピー	退職した会社	
			②	前会社分の給与明細(3ヶ月分)のコピー	ご本人	
				前会社分の退職証明書	退職した会社	
		2 ①~③の内 いずれか1つ	①	収入減となつてからの給与明細(3ヶ月分)のコピー <健康保険料控除が0円であること>	ご本人	
			②	給与証明(月額給与・年間見積合計額・健康保険未加入であること記載が必要)	現在の勤務先	
③	労働契約書などのコピー(給与・勤務時間・勤務日数・社会保険未加入の記載が必要)	現在の勤務先				
その他	【A】理由にかかわらず必要な書類 と 【B】~【E】で必要なもの					
6	働いているが収入が少ない	1 ①~③の内 いずれか1つ	①	給与明細(直近3ヶ月分)のコピー <健康保険料控除が0円であること>	現在の勤務先	
			②	給与証明(月額給与・年間見積合計額・健康保険未加入であること記載が必要)	現在の勤務先	
			③	労働契約書などのコピー(給与・勤務時間・勤務日数・社会保険未加入の記載が必要)	現在の勤務先	
		2 ①または②	①	健康保険資格喪失証明書	加入している健康保険組合など	
			②	加入している保険証のコピー	ご本人	
		その他	【A】理由にかかわらず必要な書類 と 【B】~【E】で必要なもの			
7	自営業をやめた	1	①	廃業証明書のコピー	税務署もしくは役所	
			②	健康保険資格喪失証明書	加入している健康保険組合など	
		①または②	①	加入している保険証のコピー	ご本人	
			②			
その他	【A】理由にかかわらず必要な書類 と 【B】~【E】で必要なもの					
8	出産手当金の受給が終了した	1	①	出産手当金支給決定通知書のコピー	加入している健康保険組合など	
			②	健康保険資格喪失証明書	加入している健康保険組合など	
		2 ①または②	①	加入している保険証のコピー	ご本人	
			②			
その他	【A】理由にかかわらず必要な書類 と 【B】~【E】で必要なもの					
9	傷病手当金の受給が終了した	1 ①または②	①	傷病手当金給付期間満了通知書のコピー	加入している健康保険組合など	
			②	傷病手当金支給決定通知書のコピー 《EXDケンボ扶養申請様式⑥》 傷病手当金についての確認書	ご本人	
				健康保険資格喪失証明書	加入している健康保険組合など	
		2 ①または②	①	健康保険資格喪失証明書	加入している健康保険組合など	
			②	加入している保険証のコピー	ご本人	
		その他	【A】理由にかかわらず必要な書類 と 【B】~【E】で必要なもの			
10	労災保険給付の受給が終了した	1	①	労災保険支給決定通知書のコピー	労働基準監督署	
			②	健康保険資格喪失証明書	加入している健康保険組合など	
		①または②	①	加入している保険証のコピー	ご本人	
			②			
その他	【A】理由にかかわらず必要な書類 と 【B】~【E】で必要なもの					